

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年10月1日まで

私のA社に係る厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間の標準報酬月額が厚生年金基金の記録では44万円、厚生労働省の記録では30万円となっていることが分かった。

申立期間当時、私自身がB業務を担当しており、複写式の届書を使用していたので、厚生年金基金と厚生労働省の記録が異なっていることに納得できない。

申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録上、申立期間の標準報酬月額は30万円と記録されているものの、A社が加入しているC厚生年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員台帳の写しによると、当該期間の標準給与月額は44万円と記録されていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成元年分、2年分及び3年分の給与所得の源泉徴収票の写しによると、A社から支払われた申立人の給与額は年々増加していることが確認できる上、当該源泉徴収票の写しに記載されている社会保険料等の金額は、申立期間の標準報酬月額を44万円、その前後の期間の標準報酬月額をオンライン記録どおりの額とした場合に算出できる健康保険料及び厚生年金保険料の合計額とほぼ一致する。

さらに、申立人のオンライン記録上の標準報酬月額と前述の加入員台帳の写しにより確認できる標準給与月額は申立期間を除き全て一致している上、申立人は、「当時、私自身がB業務に関与していたが、届出の様式は

複写式だった。」としており、C厚生年金基金も、「申立期間当時、算定基礎届は複写式の様式を使用していた。」としていることから、申立期間当時、A社では、定時決定等に係る届出について、複写式の様式を使用しており、当該厚生年金基金に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出たと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 14 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 8 月 14 日から 49 年 7 月 20 日まで A 社（現在は、B 社）C 出張所に勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間に係る記録が確認できなかった。

前任者の退職により、業務が滞っているとのことで、前職を退職後、早々にお盆休みから勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立人に係る資料の写し及び雇用保険の加入記録（事業所名は、D 社 E 支店）から、申立人は、申立期間において A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該資料の写しによると、申立人が A 社 C 出張所に入社したとする昭和 47 年 8 月時点では、申立人は同社 C 出張所において臨時に雇用されていたものと推認される上、申立期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者のうち、同社の別の営業所において、申立人と同様、F 職として勤務していたとする二人は、「入社後、3 か月ぐらいの試用期間があり、すぐには厚生年金保険に加入させていなかった。」、「1 年間ぐらい勤務していたが、年金の記録が半年ぐらいしか確認できないのであれば、入社後しばらくは見習期間だったのかもしれない。」とそれぞれ回答しているほか、申立期間において同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、同社に係る雇用保険の加入記録が確認できた複数の者については、厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日が必ずしも一致していないことを踏まえ

ると、同社は、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった状況がうかがえる。

また、B社は、「申立人に係る資料は提出した資料のみで、申立てどおりの届出、保険料の控除及び納付を行ったかどうかについては不明である。」と回答しているほか、前述の事情を聴取できた複数の者からも、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。